

事務連絡
令和5年11月8日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

(写)

事務連絡
令和5年11月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの需要が増加しており、当該品目の製造販売業者において限定出荷が生じています。

オセルタミビルリン酸塩は、抗インフルエンザ薬として広く使用されている医療上重要な薬剤であり、当該品目の製造販売業者においてオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの増産対応を進めていただいているところではあります。が、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが安定的に供給されるまでの間、下記について周知をお願いしたく存じます。

記

1. オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関におかれでは、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、吸入薬の処方を検討いただきたいこと。

3. 医療機関及び薬局におかれては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。
4. 薬局におかれては、処方されたオセルタミビルリン酸塩ドライシロップについて、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により、可能な限り患者への供給ができるよう調整をしていただきたいこと。